

海岸線電源装置更新工事

◆工事の概要

- ・発注者 神戸市交通局
- ・場 所 神戸市長田区若松町4丁目他11箇所
- ・工 種 電気専門
- ・内 容 別紙「契約変更理由書」のとおり
- ・工 期 令和3年12月9日から令和5年10月31日

◆変更契約の概要（第1回変更）

- ・変更契約日 令和5年10月27日
- ・契約金額（税込）

変更前	293,568,000円
変更額	1,694,000円
変更後	295,262,000円
- ・変更理由 別紙「契約変更理由書」のとおり

◆契約の相手方

神戸市長田区東尻池町2-13-4
(株)ナカケン
代表取締役 中野 健

◆備考

契 約 変 更 理 由 書

工 事 名	海岸線電源装置更新工事
<p>契約変更の工事概要</p> <p>当初契約の工事内容について、以下のとおり変更する。</p> <p>【削除】</p> <ol style="list-style-type: none">1. 電源装置の搬入・据付作業の時期（第4章 第1節 1.2 特記事項）2. 既設電源装置の運用停止時期（第5章 第1節 1.3）3. 運用開始時期の指定について（第5章 第2節 (2)）4. 既設電源装置に接続されているケーブルの撤去 (付図 11, 13, 15, 17, 19, 21, 24, 26, 29, 32, 33, 36～41)5. 入出力盤～電子端末架のケーブル新設の削除 (付図 11, 13, 15, 17, 19, 21, 24, 26, 29, 32, 33) <p>【変更】</p> <ol style="list-style-type: none">6. 名谷業務ビルの電源装置の設置位置変更、およびそれに伴うケーブルルートの変更 (付図 40, 41, 42) 変更前：名谷業務ビル 第2信号通信機器室 変更後：名谷業務ビル 信号通信機器室7. 入出力盤(御崎公園車庫)～分電盤(御崎Uビル)のケーブル変更(付図 33～38) 変更前：EM-CED250 変更後：EM-CED1508. 信通切替盤～入出力盤(名谷業務ビル)のケーブル変更 変更前：EM-CET250 変更後：EM-CET100 <p>【追加】</p> <ol style="list-style-type: none">9. 新設する電源装置1次側ケーブルの撤去、新設、ならびに中継端子盤の設置 (付図 60～63)10. 新設する電源装置2次側ケーブルの撤去、新設、再使用、ならびに中継BOXの設置 (付図 45～59) <p style="text-align: right;">以上</p>	

契約変更の理由

1. 電源装置の搬入・据付作業の時期の削除

別工事の工程遅れにより当初設計の設置位置にあった機器が撤去不可となり、設置位置を変更せざるを得なかった。そのため搬入・据付時期の指定が不要となった。

2. 既設電源装置の運用停止時期の削除

既設電源装置に接続している機器の更新工事(別工事)が大幅な工程遅れにより、本工事の工期内に既設電源装置を運用停止、ならびにケーブル撤去が不可となった。

3. 運用開始時期の指定の削除

新型コロナウイルス感染拡大による部品調達的大幅な遅れ、ならびに電源装置メーカーの製造ラインの一時的な縮小により、指定した時期に対する運用開始が不可となったため。

4. 既設電源装置に接続されているケーブルの撤去取り止め

上記2と同様の理由により、ケーブル撤去が不可となったため。

5. 入出力盤～電子端末架のケーブル新設の取り止め

別工事で製作する電子端末架が大幅な工程遅れにより、現場据付時期が未定となり、ケーブル配線作業の実施時期の目処が立たないため、別工事での施工に変更した。

6. 名谷業務ビル電源装置の設置位置・ケーブルルートの変更

上記1と同様の理由により、電源装置の設置位置を変更し、それに伴い接続する各ケーブルルートを変更する必要性が生じたため。

7. 入出力盤(御崎公園車庫)～分電盤(御崎Uビル)のケーブル変更

設計当初に想定していた分電盤の負荷容量が縮小となり、ケーブルサイズを最適化した。

8. 信通切替盤～入出力盤(名谷業務ビル)のケーブル変更

上記6の変更により、ケーブルサイズを最適化した。

9. 1次側ケーブルの撤去、新設、ならびに中継端子盤の設置

電源装置メーカーによって寸法・盤数等の設置条件が異なるため、ケーブルの流用可否は、メーカー決定後に確定するため。

10. 2次側ケーブルの撤去、新設、再使用、ならびに中継BOXの設置

上記9と同様の理由により、ケーブルの流用可否は、メーカー決定後に確定するため。

以上